

地域活力型指名競争入札実施要領

[令和2年3月5日平31技術管理第707号]

1 趣旨

この要領は、山口県が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事。以下「工事」という。）について、災害応急対応など、地域社会の維持を担う建設業者の受注機会を確保し、地域の安心・安全の確保や活力の向上を図ることを目的とした指名競争入札（以下「地域活力型指名競争入札」という。）を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2 対象工事の選定

地域活力型指名競争入札の対象工事は、次に掲げる要件を全て満たすものから選定する。

(1) 工事区分

土木一式工事

(2) 請負対象設計金額

6千万円未満

(3) 工事内容

地域に密着した工事で高度な技術を要しないもの

3 指名業者の選定

地域活力型指名競争入札の指名業者の選定にあたっては、次の各号を原則に、地域の実情に合わせて、上位又は下位等級業者を含めた指名業者の設定や、旧市町村単位（平成15年4月20日時点の56市町村単位）の統合又は分割による対象地域の設定など、柔軟に行うものとする。

なお、指名業者数及び指名業者の等級については、「山口県建設工事等指名競争入札参加者指名基準」（令和2年3月5日付け平31技術管理第705号）は適用しない。

(1) 指名業者数

原則5者以上

ただし、地域の実情等により、3者以上とすることができる。

(2) 指名業者の等級

工事規模等に応じて設定

(3) 指名対象地域

原則旧市町村単位

4 その他

この要領に定めのないものについては、指名競争入札に係るその他諸規定を適用するものとする。

附則

この要領は、平成26年5月1日以降入札公告又は指名通知するものから適用する。

附則

この要領は、平成28年4月1日以降指名通知するものから適用する。

附則

この要領は、令和2年4月1日以降指名通知するものから適用する。